

## 国立大学法人群馬大学名義の使用許可に関する取扱要項

平成27. 6. 18 制定

改正 令和 4. 12. 27

### (趣 旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の後援，共催，協賛その他これに類する名義及び研究成果に係る名義の使用許可に関し，必要な事項を定めるものとする。

### (名義の区分)

第2 名義の区分については，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 後援 団体等が主催する事業について，本学がその趣旨に賛同し，協力又は援助をする場合であって，その協力又は援助の範囲が名義の使用の承認に限る場合
- (2) 共催 前号において，本学が事業の企画又は運営にかかわる場合
- (3) 協賛その他これに類する名義 特に主催する団体等から要望がある場合
- (4) 研究成果に係る名義 団体等から本学との研究成果の広報等において名義使用の要望がある場合

### (主催者の範囲)

第3 名義の使用許可は，次の各号のいずれかに該当する団体等に行うことができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は教育研究機関
- (3) 教育，学術，医療，文化又はスポーツに関する団体
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教学法人，政治団体及びこれに準ずる団体を除く。）
- (5) 新聞社，放送局その他の報道機関
- (6) 本学と共同研究，受託研究等を行った者及び団体
- (7) その他学長が名義を使用させることが適当と認める団体

### (許可の基準)

第4 名義を使用許可することができる事業は，次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし，第3の第6号に規定する団体等による第2の第4号の名義の区分の使用許可にあつては，第3号を除くものとする。

- (1) その目的が明らかに教育，学術，医療，文化又はスポーツの向上普及に寄与するものであること。また，本学の広報に寄与するものであること。
- (2) 主催する団体等が，事業の実施，運営，安全対策及び経費負担について，当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 事業が営利を目的としないものであること。ただし，入場料，参加料等を徴収するものにあつては，その額が適正であると認められること。
- (4) 事業が宗教活動又は政治活動の一環として行われるものではないこと。
- (5) 事業及びこれに伴う行為から生じた損害等について，本学が賠償責任を負わな

いこと。

(6) 事業が公序良俗に反しないものであること。

(許可の手續)

第5 名義の使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類等を添えて、原則として事業開催予定日の1月前までに学長に申請しなければならない。

- (1) 定款，規約，会則等
- (2) 役員等名簿
- (3) 事業計画（参加者から入場料，参加料等を徴収する場合は収支予算書を含む。）
- (4) その他事業内容が分かるもの

2 前項の規定にかかわらず、過去5年以内に名義の使用許可を受けた団体等が、当該許可にかかる事業に類する事業について名義の使用許可を受けようとする場合は、必要に応じて前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

(許可の条件)

第6 学長は、第5により名義の使用許可をする場合にあっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、速やかにその結果について報告すること。
- (3) 事業を行うに当たって、本学の施設，設備等を利用するときは、事前に本学の規程に基づく手続を行うこと。

(許可の取消し)

第7 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可条件等に違反したとき。
- (2) 申請書等に虚偽記載があったとき。
- (3) 本学の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。
- (4) その他名義を使用させることが不相当と認めるとき。

(適用除外)

第8 第2の第1号から第3号までの名義の区分において、本学が連携協定等を締結している団体等の主催する事業について、当該連携協定等の趣旨に基づき名義を使用する場合には、第5の規定を適用しない。この場合において、当該事業の学内責任者は、あらかじめ名義の使用を学長に届け出るものとする。

(事務)

第9 名義の使用許可に関する事務は、関係部署の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(準用)

第10 各学部等がその所管の範囲において学部等の名義を使用するときは、当該学部長等が本要項の規定に準じてその使用を許可することができる。

附 則

- 1 この要項は，平成 27 年 6 月 18 日から施行する。
- 2 この要項の施行前に名義の使用許可を受けている場合で，当該使用許可期間が平成 27 年 6 月 18 日以後のものは，この要項により許可されたものとみなす。

附 則

この要項は，令和 4 年 12 月 27 日から施行する。